

田原本町地域公共交通活性化協議会設置規約の 一部変更について

1. 趣旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、地方公共団体では、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画として、新たに「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。それに伴う修正を行うとともに、書面による議決に関する規定の追加及び委員の変更を行うもの。

2. 要綱の変更について

第1条

法改正により、協議会において作成等を行う計画が地域公共交通計画に変更となったことによる修正及びそれに伴う文言の修正

旧：地域公共交通連携計画 → 新：地域公共交通計画

第9条

書面による議決に関する項目（第8項及び第9項）の追加及びそれに伴う項番号を修正

別表（第5条関係）

委員を以下のとおり変更

近畿日本鉄道株式会社 「総合企画本部計画部長」 → 「天理駅 駅長」